

ラビット通信 13号

(公社) 全日本不動産協会 愛媛県本部 広報誌

2025 年 9 月



撮影：沖野編集長

国重要文化財【旧広瀬邸】新居浜市上原

【研修のご案内】

- ・ 令和7年度 第2回法定研修会
令和7年10月22日(水) 新居浜市市民活動支援センター 3階 視聴覚教室
- ・ 令和7年度 第3回法定研修会
令和7年11月26日(水) 西予市教育保健センター 4階 大ホール
- ・ 令和7年度 第4回法定研修会
令和8年 2月10日(火) 松山市総合コミュニティセンター 3階 大会議室

愛媛県本部 理事 挨拶

皆さま、はじめまして。

全日本不動産協会 愛媛県本部の理事を務めております、株式会社タイキハウジングの岡村美鈴と申します。

当社は愛媛県にて不動産の売買・店舗賃貸を中心に、お客様に寄り添ったサービスの提供を行っております。

特に現在は、行政とも連携した空き家対策に力を入れており、市の「空き家バンク」とも協力しながら、地域の空き家の利活用や再生に取り組んでおります。

仕事において何より大切にしているのは、「お客様の声に丁寧に耳を傾けること」です。

一つひとつの出会いを大切に、信頼関係を築けるよう日々努めております。

また、2024年からは「女性部会」を立ち上げ、部長として活動しております。

現在は21名ものメンバーが参加し、「物件調査の方法」や「問題案件の実例共有・意見交換」など、活発な研修活動を行っています。

これは、理事の皆さまの温かいご支援とご協力のおかげであり、心より感謝申し上げます。

まだまだ男性社会の色が強い業界ではありますが、女性が活躍しやすい場づくりを進め、

強固な組織として成長させていきたいと考えております。

プライベートでは、神社巡りが心の癒しとなっており、静かな時間の中で感謝とエネルギーをいただいております。

今後も「空き家問題の解決」をはじめ、地域課題の解消に向けて、行政や業界との連携を大切にしながら、お客様にとって信頼できる存在であり続けられるよう努めてまいります。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

理事 岡村 美鈴



岡村 美鈴 理事



INFORMATION

令和6年度 ラビット会：後期・茶道倶楽部を開催。

令和7年2月7日（金）13時00分～15時40分、令和6年度 ラビット会：後期・茶道倶楽部を開催しました。

前回は、令和6年9月26日（木）に前期・同倶楽部を夏仕様の南鐐撮霞平丸釜添唐銅鬼面風炉を使った夏のお手前（洗い茶巾）を行い総本部が発行している月間不動産2月号にも掲載されましたが、今回は冬使用の炉で行いました。お点前は濃茶と薄茶の2種類で実施、濃い茶器は大名物唐物瓢箪茶入を使用、お棚はつぼつぼ棚円能斎好写、風呂先屏風は使わず結界：欄干をお掛軸は正月明けの2月で茶席には使用しないが、新年最初の茶会であることから、大相撲の横綱が取り組む際、行司を行う式守伊之助（二十代）直筆の掛け軸「寿」を使用しました。当日は特別参加として愛媛大学教授で弊県本部：人権アドバイザーの野本ひさ教授も参加予定でしたが授業で参加出来ず、（次回参加予定）同倶楽部の会長で本部長の上谷進氏、茶道の経験があるアイコー開発株式会社：代表取締役 副裕子氏とご子息の晴彦氏、また、初心者としてボナヴィータ桑原合同会社：代表社員 渡部秀司氏と奥様の茜氏、アーク都市管理株式会社：代表取締役 近藤陽一郎、同社専任宅建士の瀧由美子氏、女婿の医師宅で茶道経験があり、毎回、本倶楽部の開催を楽しみにされている日浅正司理事、2回目参加の株式会社森林計画：代表取締役 武田素子氏の9名の方々が参加されました。前回、全日香川県本部事務局長 井関由佳氏からの主菓子の差し入れがありましたが、今回は全日徳島県本部事務局長 内藤良香氏から今回の茶会のために送付戴いた徳島県の銘菓：小男鹿（さおしか）を主菓子として使わせていただきました。



左側より：渡部 部員・武田 部員・日浅 理事・上谷 本部長



左側より：副 裕子 部員・副 晴彦 部員・沖野 講師



副 裕子 部員（お点前）



副 晴彦 部員（お点前）



武田 素子 部員 (お点前)



渡部 茜 部員 (お点前)

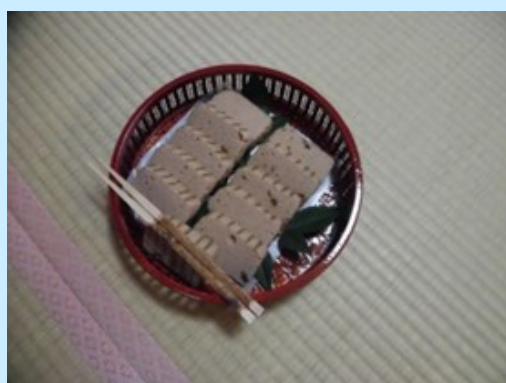


瀧 由美子 部員 (お点前)



左側より、近藤 部員・瀧 部員・副 部員

参加者名簿



徳島県本部の内藤良香 事務局長より戴いた
徳島県の銘菓：小男鹿（さおしか）

参加会員名	役職等	所属会社
上谷 進	本部長（茶道倶楽部 会長）	株式会社愛進
日浅 正司	理事	有限会社今建
武田 素子		株式会社森林計画
近藤 陽一郎		アーク都市管理株式会社
瀧 由美子		アーク都市管理株式会社
副 裕子		アイコー開発株式会社
副 晴彦		アイコー開発株式会社
渡部 秀司		ボナヴィータ桑原合同会社
渡部 茜		ボナヴィータ桑原合同会社
沖野 錬太郎	事務局長	はじめ宅建
沖野 宗智（美智子）	講師	はじめ宅建

令和6年度 住宅相談窓口担当者等講習会に参加。

令和7年2月12日（水）13時00分～16時30分、愛媛県土木部道路都市局建築住宅課主催の「令和6年住宅相談窓口担当者等講習会」が松山市堀之内にある愛媛県美術館講堂で開催され、沖野事務局長が参加しました。当日は、建築住宅課 宅地建物指導係長 三井岳氏の司会で主催者の建築住宅課長 川井俊明氏による挨拶の後、①最近の住宅リフォーム課関連施策等について：国土交通省四国整備局 宇佐野 亮住宅調整官、②住宅リフォームの支援制度等について：（一社）住宅リフォーム推進協議会 城所隆男事務局長、③住まいるダイヤルの概要及び相談事例について：（公財）住宅リフォーム・紛争処理支援センター 田畑 隆行氏による3部構成で講習会が開催されました。今回の参加は愛媛県内の建築士会、建築士事務所協会、建設業協会、宅地建物取引業協会等の方々。質問の時間では沖野事務局長より、宇佐野調整官に国交省が推し進めている「空家等管理活用支援法人指定制度」について、弊協会の役員が県内の全市町に出向き指定制度の早期運用の御願いに行っても、一向に担当者が乗り気でなく、国交省から、再度、県内の自治体に対して文書を送付するなど対応をお願いしたいと要望しました。



愛媛県 建築住宅課長 川井 俊明 氏



会場風景

令和6年度 ステップアップトレーニング（賃貸基礎編 住居用）を開催。

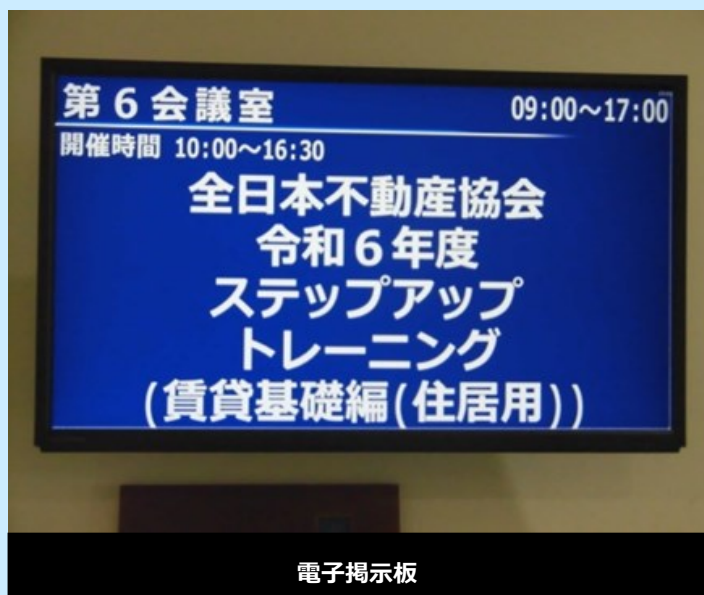
令和7年2月25日（月）10時00分～16時45分 松山総合コミュニティセンター：2階、第6・7会議室において令和6年度のステップアップトレーニング賃貸基礎編を開催しました。

この研修は毎年、売買編と賃貸編を交互で開催しており、6年度は賃貸基礎編について県本部顧問弁護士で田所法律事務所の重松大輔氏を講師にお迎えして行いました。

今回、本研修に使用したテキストは弊協会総本部が作成した「住居用 賃貸基礎編 テキスト ステップアップトレーニング」を使用、会員様向けに建物賃貸借契約の実務に関する基礎的かつ重要な内容を網羅する内容となっており、定期借家契約の応用、その他の契約類型、具体的なトラブル対応などです。不動産に関する紛争の多くは、契約締結時や紛争発生時に適切な対応で回避又は軽減できることから、本テキストを繰り返し見返すことで知識が向上するとともに、日常業務に大いに役立ちます。

当日は事前に一斉メール、毎月発行している事務局便りにて参加募集を募り25名の申込みがありましたが、急な仕事が入ったり病気で、6名の方が欠席、理事4名を含め23名が参加しました。

また、補足資料として、令和3年度10月に国土交通省不動産・建設経済局不動産課から発行された「宅地建物取引業者による人の死の告知に関するガイドライン」、「第2部住居用普通借家契約のトラブルと対処方法」を使用、実際に起こった参考例を取り上げるなど非常にリアルな研修内容で、参加者からの質問も多くあり、予定の講義時間を大きくオーバーしての終了となりました。



No.	所属会社名	参加者名
1	四国道路株式会社	豊島 照久
2	合同会社泰然	橋本 泰然
3	おもてなし不動産株式会社	柳原 侑弦
4	アイコー開発株式会社	副 晴彦
5	Ms. Smile	水木 洋子
6	FUNAMTO	舟本 久美
7	アーク都市管理株式会社	瀧 由美子
8	ミヨシ不動産	福田 綾
9	ミツカル不動産	薬師寺 達
10	株式会社リョウケン	高橋 良一
11	キートン	武田 英士
12	株式会社あもり	佐伯 由美
13	株式会社ひふみ	高木 功樹
14	株式会社関西建物	延原 萌
15	三愛建設株式会社	川添 紀明
16	株式会社友愛	壽崎 冴華
17	株式会社A I - Trust	西川 翔太
18	きのしたアセットマネジメント合同会社	木下 盛人
19	株式会社西村商事	小山 延義
20	有限会社ホームアンドホーム	市井 鉄也
21	研修広報委員長・副本部長	美崎 敏昭
22	流通推進委員長・副本部長	浅海 彰雄
23	研修広報副委員長・理事	杉浦 正典



参加申込順に記載（敬称省略）

令和 6 年度 四国地区協議会研修会に参加。

令和 7 年 3 月 2 4 日（月） 1 3 時 3 0 分～ 1 6 時 3 0 分、令和 6 年度 四国地区協議会研修会を道後温泉「ふなや」にて開催しました。
四国地区協議会の構成は四国 4 県の本部長等で構成され、定期的に会議、研修を行っており、2 年毎に持ち回りで会長をその年の担当県本部、本部長が務めています。令和 5・6 年度は徳島県本部が担当で会長は米田久雄本部長が就任しておられます。
今回の研修は 3 部構成で、

・一部 「経済安全保障の確保にむけて」

講師：公安調査庁 四国公安調査局 調査二部 調査指導専門官 某氏（氏名公表不可）

・二部 「フラット35について」

講師：住宅金融支援機構 四国支店 地域連携グループ 調査役 村田昂央（たかひろ） 氏

・三部 「万博についての取り組み」

講師：全日大阪府本部 事務局長 室井俊一 氏 「バーチャル大阪パビリオン REALITY Worldsの操作方法について」

講師：全日大阪府本部 事務局 万博チーム 宅和花帆 氏

行われ、一部は公安調査庁による研修は写真撮影、内容とも国家に関わることで非公開。二部からは通常どおり写真撮影も可となり、住宅金融支援機構 四国支店 村田調査役による住宅ローン選びのポイント等、フラット35の借入れ時の注意事項などの説明がありました。三部では全日大阪府本部の室井事務局長から万博についての大阪府本部の取り組み説明、出席者の携帯電話を利用したバーチャル大阪パビリオンへのアバターを利用した仮想空間での会場案内などが宅和氏の指導のもと行われました。



令和 6 年度 四国地区協議会研修会 次第

（公社）全日本不動産協会四国地区協議会

日 時：令和 7 年 3 月 2 4 日(月曜日)

会 場：道後温泉 ふなや

愛媛県松山市道後温之町1-33 TEL 089-947-0278（代）

13:00～13:30 受講者受付

◎法定研修会スケジュール（1 3：3 0～1 6：3 0終了予定）

司会： 総本部13:30～

1. 開会あいさつ

13:35～14：35 2. 「経済安全保障の確保にむけて」

説明後、質疑応答 ＊10分間の休憩がはいります。

14:45～15:45 3. 「フラット35について」

説明後、質疑応答 ＊10分間の休憩がはいります。

15:55～16:30 4. 「万博についての取り組み」

「バーチャル大阪パビリオン REALITY Worldsの操作方法について」

説明後、質疑応答。

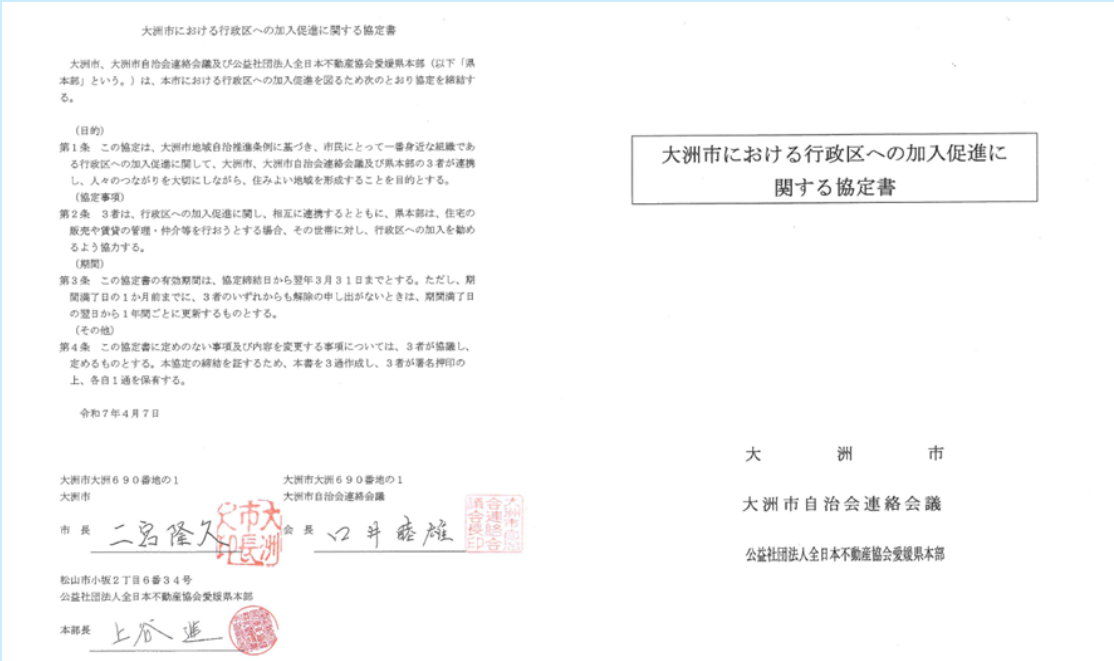
5. 閉会あいさつ

「大洲市における行政区への加入促進に関する協定」を大洲市と締結しました。

令和7年4月7日（月）14時00分～15時20分、大洲市役所第一別館3階第1会議室において、愛媛県本部では大洲市からの要請を受け、「大洲市における行政区への加入促進に関する協定」を締結しました。この協定は、近年、社会情勢の変化や価値観の多様性から、地域との関わりが希薄化している等の理由により自治会離れが進みつつあり、自治会加入率の低下見受けられ、一方で、主に防災、防犯、福祉といった観点から、住民同士の繋がりの大切さが見受けられており、それに伴い、地域コミュニティの根幹である自治会もその重要性を増しています。この協定は、誰もが安全安心に暮らせる住みやすいまちづくりの実現をめざすため、自治会への加入促進に関して、大洲市、不動産業界と大洲市自治会連絡会議の3者で協力体制を構築するとともに地域コミュニティの活性化に寄与することを目的としています。

締結式では二宮隆久大洲市長から平成30年7月4日から7日にかけて大洲市内の肱川流域では梅雨前線や台風7号から温帯低気圧に変わった影響による記録的な豪雨により肱川本川の水位が上昇、東大洲地区では二線堤を越流、上流域から下流域までの広範囲に渡って被害が発生し、浸水面積は約1,372haに達すると共に、断続的に降り続いた雨のため多数の土砂災害も発生しました。こうした浸水被害及び土砂災害があったにも関わらず大洲市では地域の自治会の繋がりにより市民への被害も最小限に留めることができたので、その繋がりを更に大切にしていきたいと挨拶がありました。

当日は、愛媛新聞社による取材、地元ケーブルテレビの放映録画もあり、愛媛新聞4月9日（水）朝刊9面地方欄（ワードえひめ）には大きく掲載されました。



左側：上谷 進 本部長 右側：二宮 隆久 大洲市長



左側：上谷 進 本部長 調印

令和7年度 第1回 女性部会（ラビーズえひめの会）を開催しました。

令和7年4月17日（木）12：00から道後温泉「ふなや」において、令和7年度第1回女性部会を開催しました。

今回の議題は次のとおり、

- （１）新入部会員紹介、自己紹介
- （２）東温市 空家等管理活用支援法人の指定について
- （３）悩み相談、事例紹介

新入部会員の紹介では、4名の方が新たに入部し、総部員数も21名となりました。
既に入部している会員も含め自己紹介後、愛媛県本部が昨年9月3日、東温市から指定を受けた「空家等管理活用支援法人」について、東温市に事務所を構える武田素子幹事（(株)森林計画）から概要の説明、自身が行った事例などの説明が行われました。また、悩み相談、事例紹介では、重要事項説明書に添付する書類で、金融機関における開発道路に関する手続において、開発番号のみでは受付が認められず、更に追加の書類提出を求められた事例の報告等などがありました。
なお、次の開催は12月予定とし、勉強会のテーマ、参加部員からの意見募集を10月頃に行うことが決定しました。

参加部員は次のとおりです。

No.	会社名	参加者名
1	株式会社タイキハウジング	岡村 美鈴
2	株式会社タイキハウジング	樫原 智佳
3	株式会社クラス	矢野 陽子
4	福屋不動産株式会社	川田 ふじ枝
5	株式会社森林計画	武田 素子
6	株式会社矢野金物	安永 文香
7	株式会社ユアパートナーズ	大原 淳子
8	アイコー開発株式会社	副 裕子
9	Myhome.jp株式会社	乗松 佳子
10	アーク都市管理株式会社	瀧 由美子
11	藤岡萬建設有限会社	桑原 弥加
12	株式会社平城（新規入会）	工藤 ますみ
13	ミカ宅建事務所（新規入会）	村上 美香
14	株式会社喜建設（新規入会）	二重 未幸
15	井手内宅建（新規入会）	井手内 良江

令和7年度 第1回 春のラビーズえひめの会

《日時》 4月17日（木）12：00～14：00
《場所》 道後温泉 ふなや
〒790-0842 愛媛県松山市道後湯之町 1-33
《書記》 副部長：矢野 陽子
《司会進行》 幹事：武田 素子

【 会議次第 】

11：30 ～ 11：45 受付
12：00 ～ 12：05 開会の挨拶（岡村部長）
12：05 ～ 12：15 新入会員紹介
12：15 ～ 12：30 自己紹介
12：30 ～ 12：40 東温市 空家等管理活用支援法人の指定について（武田幹事）
12：40 ～ 13：55 座談会、悩み相談・事例紹介
13：55 ～ 14：00 閉会の挨拶（矢野副部長）



中央：岡村 美鈴 女性部 部長



自由民主党 参議院議員 片山さつき氏 愛媛後援会発足準備会に出席。

令和7年4月26日(土) 12:00~14:00 ANAクラウンプラザホテル松山 本館 6階 中国料理 桃園にて、片山さつき愛媛後援会発足準備会会長：株式会社伊予鉄グループ会長主催による「愛媛後援会発足準備会」が開催されました。同準備会には弊協会愛媛県本部長上谷本部長が理事に就任しており、参加する予定でしたが、前日からANAクラウンプラザホテル富山で開催されている全日富山県本部の創立60周年記念式典に参加されており、当日の準備会には間に合わないことから、代理として沖野副本部長兼務事務局長が出席しました。同会のメンバーには、自民党の県会議員及び松山市議会議員、銀行関係、ホテル関係、松山銀天街商店街組合代表、その他、県内の大手会社代表など、錚々たる方々が役員に名を連ねており、6年毎に開催される参議院選挙（途中解散はなく、任期満了で3年毎に半数が入れ替わる）で、片山議員の場合は3年後ですが、早くも準備が始まりました。



中央：片山 さつき 議員



参加者 （前列左側：沖野 事務局長）

令和6年度 四国地区協議会研修会を開催

令和7年3月24日(月) 13時30分～16時30分、令和6年度 四国地区協議会研修会を道後温泉「ふなや」にて開催しました。四国地区協議会の構成は四国4県の本部長等で構成され、定期的に会議、研修を行っており、2年毎に持ち回りで会長をその年の担当県本部、本部長が務めています。令和5・6年度は徳島県本部が担当で会長は米田久雄本部長が就任しておられます。

今回の研修は3部構成で、

・一部 「経済安全保障の確保にむけて」

講師：公安調査庁 四国公安調査局 調査二部

調査指導専門官 某氏（氏名公表不可）

・二部 「フラット35について」

講師：住宅金融支援機構 四国支店 地域連携グループ

調査役 村田昂央（たかひろ）氏

・三部 「万博についての取り組み」

講師：全日大阪府本部 事務局長 室井俊一 氏

「バーチャル大阪パビリオン REALITY Worldsの操作方法について」

講師：全日大阪府本部 事務局 万博チーム 宅和花帆 氏



行われ、一部は公安調査庁による研修は写真撮影、内容とも国家に関わることで非公開。二部からは通常どおり写真撮影も可となり、住宅金融支援機構 四国支店 村田調査役による住宅ローン選びのポイント等、フラット35の借入れ時の注意事項などの説明がありました。三部では全日大阪府本部の室井事務局長から万博についての大阪府本部の取り組み説明、出席者の携帯電話を利用したバーチャル大阪パビリオンへのアバターを利用した仮想空間での会場案内などが宅和氏の指導の下行われました。

令和7年度愛媛県本部定時総会（全日・保証・TRA・日政連）を開催しました。

令和7年5月14日（水）13時30分～16時45分、令和7年度 愛媛県本部定時総会をANAクラウンプラザホテル松山：本館4階・ダイヤモンドボールルームにて開催しました。本年度は、2年毎に役員の改選が行われる年にあたり、本部長、副本部長、理事の15名が選出されました。

また、総本部での全日・保証・TRA・日政連の代議員についても各々決定。

当日は、愛媛県知事、松山市長、西条市長がご出席される予定でしたが、急な所用が入り、愛媛県からは副知事の濱里要氏、松山市は副市長の田淵雄一郎氏、西条市からは市長の代理として市民生活部長の高橋和良氏がご出席され、また、各愛媛県選出の国会議員はそれぞれ所用が重なり、秘書の方が代理として出席されました。

本定時総会の司会は株式会社タイキハウジング：代表取締役で理事の岡村美鈴氏が昨年に続き担当されました。

はじめに「暴力団等対策協議会」を開催、講師として、愛媛県警察本部 刑事部組織犯罪対策課 暴力団排除対策課長補佐 警部 上田信之氏より愛媛県における暴力団の現状と対策について講演をしていただきました。上田警部からは、暴力団からみかじめ料の要求や暴力団と接触を持つことで、甘い言葉に乘せられ、気がついたときには抜き差しならぬ状況に追い込まれることがあるので、不当な要求には絶対に応じない、暴力団とは接触を持たないこと、また、何かあれば早めに警察に相談するよう助言がありました。上田課長補佐による講演後、恒例の上谷進本部長による「暴力団排除宣言」が行われ、当日の総会出席者全員が宣言内容について意思統一を行いました。

続いて、議長をくぼた不動産：代表 窪田雅之氏、副議長に株式会社森林計画：代表取締役 武田素子氏が本年度も担当され、全日、保証、TRA、日政連について担当副本部長が事業報告、事業計画を、また、財務関係については財務委員長の川添紀明副本部長が説明と報告し、無事終了しました。



総本部 丸岡 敬 副理事長



上谷 進 本部長



濱里 要 愛媛県 副知事



司会：岡村 美鈴 理事



来賓者



上田 信之 愛媛県警察本部 課長補佐



暴力団等対策協議会 風景



窪田 雅之 議長 ・ 武田 素子 副議長



京河 一臣 副本部長



川添 紀明 副本部長



美崎 敏昭 副本部長



浅海 彰雄 副本部長



樋口 太郎 選挙管理委員会 副委員長



定時総会 風景



新旧 愛媛県本部 役員一同

愛媛県伊予郡松前町田中浩介町長と上谷進愛媛県本部長が 面談。

令和7年6月17日（火）9時00分から約45分、松前町（まさきょう）庁舎3階 町長室専用の応接室において、国土交通省、全日総本部が推し進める2023年6月14日に改正空家法に基づき創設された「空家等管理活用支援法人指定制度」を松前町において早期運用開始のお願いに、田中松前町長を上谷本部長、沖野事務局長が訪問しました。

田中浩介町長は、2023年11月26日に開催された任期満了に伴う松前町長選に同町職員（係長）を辞職され挑戦。町内外の若者や女性らが草の根的に支援し、元愛媛県職員で出納局長や中予地方局長などを歴任した現職2期の町長を7,731票の大差で退け、愛媛県内の市町で初めて40歳という最年少の若さで初当選されました。ここ松前町は、西日本最高峰石鎚山の山系に端を発した一級河川重信川を境にして県都松山市に隣接し、道後平野（四国西部を流れる重信川、石手川が形成した東西20 km、南北17kmの広大な扇状地で愛媛県中部の松山市と東温市、伊予郡松前町及び砥部町にまたがる河川によって運搬された礫、砂、泥が堆積して平野となった、学術上、沖積平野という。）の西南に位置し、西は伊予灘に面し、南は伊予市を隔てて四国山脈が望める豊かな自然と土地に恵まれたところで、1955年3月に旧松前町、北伊予村、岡田村の1町2村が合併して新生「松前町」が誕生しました。2025年5月末日現在の町の人口は30,118人、世帯数14,090世帯、豊富な水と肥沃な土地を生かした農業（特産品は、はだか麦、陵西一寸と呼ばれるそら豆、苺）、工業（愛媛が誇る世界一・日本一のシェアを誇り飛行機や自動車などの構造部品に使用されている軽量で高強度の素材：PMN系炭素繊維を製造している東レ株式会社愛媛工場を有する。）、商業（国道56号線沿いにある大型ショッピングモール：エミフルMASAKIを有する。）のバランスのとれた町として順調に発展しています。

昨年末、全日愛媛では上谷本部長、副本部長、事務局長が協力し、2人体制で愛媛県内にある18の全市町へ全日のPRと「空家等管理活用支援法人指定制度」の運用開始を勧めるため説明資料を作成し、1週間をかけて巡回していました。

今回の田中町長との面談では、沖野事務局長が事前に上谷本部長と打ち合わせを行い、「空家等管理活用支援法人指定制度」についての資料や全日の沿革、組織、会員数などの資料を作成して説明の準備をしていましたが、既に、田中町長はこの制度の狙いである民間法人を指定することで、松前町における空家 等対策について、その民間指定法人が同町の補完的な役割を担うことを理解されており、本年度中には制度の運用を開始するよう担当部署に指示をされたと回答を戴きました。田中町長は私達と初対面にも拘わらず、気さくに対応され、今回の面談では本題はさておき、雑談と上谷本部長（松山市）、沖野事務局長（北九州市）の出身地や松前町内で全日に入会している会員様の話で盛り上がり、予定の時間を忘れるほどでした。

後日、田中町長と上谷本部長の面談内容についての報告は沖野事務局長から愛媛県庁土木部建築住宅課へも伝えられました。



左側：上谷 進 本部長、中央：田中 浩介 町長、右側：沖野 事務局長



親水公園(有明公園)：松前町大間地区の集落を貫流する国近川沿い一帯で、かつては川岸に「くみじ」という洗い場が造られ野菜などを洗っていました。透き通った水が流れる川の周りには趣のある佇まいの日本家屋が並び、お盆には地区の伝統火祭りの行事として川に浮かべた麦わらに火をつけ祖霊を迎える「迎え火」、「送り火」が行われます。

【夜景は松前町ホームページより】

令和7年度総本部定時総会（全日・保証・T R A・日政連）が開催されました。

令和7年6月25日（水）12時30分からホテルニューオータニ：鶴東の間に於いて、第74回全日・第53回保証・令和7年度T R Aの定時総会が開催されました。当日は、全国の県本部から代議員が出席、愛媛県本部からも上谷本部長、副本部長、理事が出席しました。

今年から日政連については、代議員は各県本部の本部長1名となり、総会の前日の6月24日（火）に開催されました。本年も例年のとおり、保証、全日、T R Aの順番で開催され、保証の定時総会では、開会の辞後、物故者への黙祷、出席状況の報告、中村裕昌理事長の挨拶、議長選出、議事録署名人・作成人の指名、報告事項（決算報告等）、決議事項（定款の一部改正等）と順番に滞りなく、全日、T R A共に行われました。中村理事長の挨拶では、会員数4万社をめざし本年度も各県本部会員数500社を下回る県本部には入会金30万円減額キャンペーンを継続、また、国交省が推し進める空家等管理活用支援法人指定数増に向け邁進したいと挨拶がありました。その後、18時00分から与党の自民党及び公明党国会議員、報道機関関係者を交えた懇親会が開催されました。



中村 裕昌 理事長



会場風景



会場風景



中央：上谷 進 本部長

八幡浜市役所内で毎月 1 回不動産無料相談会を開始。

令和7年7月2日（水）10時00分より、八幡浜市役所 3 階、市長室斜め前の庁議室において、八幡浜市では初めての不動産無料相談会を開催しました。この無料相談会は他の協会では開催しており、八幡浜市の会員様である八和総合地所の代表 山岡隆司 氏の発案により開催することになりました。開催するにあたっては、八幡浜市役所の担当部局と打ち合わせを行い、実施計画書を作成するなど、上谷本部長、沖野事務局長が同市役所に複数回訪問して実現しました。なお、八幡浜市が毎月発行している広報誌には開催日と庁舎内の開催会場等が掲載されています。今後の様子を見て、八幡浜市内の会員様にも相談員として参加していただきたいと思います。



右側 相談員：山岡 隆司 氏



相談室（庁議室）入口

愛媛県本部では、西条市から空家等管理活用支援法人指定を受けるため申請書を提出。

令和7年7月9日（水）13時30分、西条市 建設部 都市計画課へ「空家等管理活用支援法人指定を受けるため、申請書」を岡村美鈴理事と沖野事務局長が上谷本部長の命を受け提出しました。この指定法人の申請については、昨年、全日総本部では京都本部に次ぐ2番目に東温市から愛媛県本部が指定を受けたもので、今回は西条市で愛媛県内での指定は2つ目、全日としては初めての複数市での指定となります。申請書の確認後、小澤佳郎課長、渡部雅貴専門員・空家対策係長からは8月中旬には指定法人としての承認が下りるとのことで回答を得ました。西条市の会員様は、是非、指定承認後、この制度を利用して所有者不明物件の問題を解消するとともに自社の利益につなげていただきたいと思います。



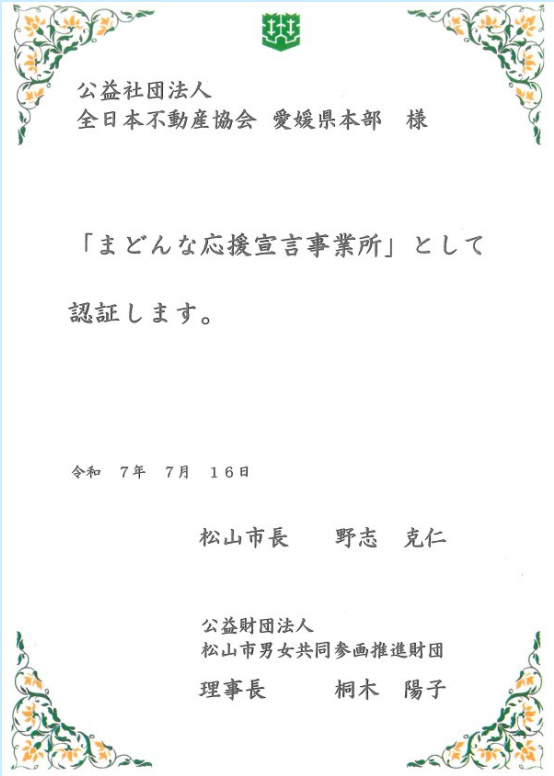
左側：岡村 美鈴 理事 ・ 左側：西条市担当者



申請書

愛媛県本部は、松山市から「まどんな応援宣言事業所」として認証を受けました。

令和7年7月16日（水）付け、愛媛県本部は松山市及び公益財団法人松山市男女共同参画推進財団より、「まどんな応援宣言事業所」として認証を受けました。本事業のねらいは、男女共同参画に向けた主体性のある市民活動を推進するため、個人や団体・グループ等の交流の機会と場を提供する支援を行ない、また、登録団体・グループ等との連携による事業展開を図るためのネットワークづくりを促進するためのものです。今回、松山市 市民部 人権・共生社会推進課からの要請を受け愛媛県本部の理事会で協議、決定して申請したものです。この目的は事務局内の残業時間を減らし、職員の環境を良くすることにあります。本事業所の加入は令和7年7月末現在140社等となっています。



事業所名
公益社団法人 全日本不動産協会 愛媛県本部
取組内容
職業生活と家庭生活等の両立を支援するための取組
男女がともに働きやすい職場づくりのための取組
宣言内容
弊協会愛媛県本部は、松山市と（公財）松山市男女共同参画推進財団が推進している「まどんな応援宣言事業所認証制度」に賛同し、仕事と生活の調和、女性のキャリア形成支援、意識改革の一体的な推進に寄与するとともに、職場における時間外勤務の削減、NO残業デーの設置等に努めてまいります。

衆議院議員：「長谷川じゅんじ氏と愛媛の明日を語る会」に出席。

令和7年8月9日（土）17時00分～、愛媛県県民文化会館2階真珠の間において「長谷川じゅんじ氏と愛媛の明日を語る会」の講演型セミナーが開催されました。愛媛県本部からも3名の理事が参加、約450名の県内有数の企業代表者、各市町からは首長及びその所属する職員、代議士秘書が聴講しました。その後、隣室にて軽い立食式の懇親会があり、名刺交換や意見交換等が行われました。





三井住友海上

MS&AD INSURANCE GROUP

全日本不動産協会

2025年度募集

宅地建物取引業総合賠償責任保険

(専門事業者賠償責任保険)

のご案内



継続加入(既にご加入の皆さま)

【保険期間】2025年5月1日午後4時から
2026年5月1日午後4時まで

【加入内容変更手続き期間】
2025年3月20日締切

新規加入(中途加入制度でのお申込みとなります)

【保険期間】申込月(毎月20日締切)の
翌月1日から

2026年5月1日午後4時まで
【申込締切】毎月20日締切

補償概要、年間保険料は1・2ページへ

ご加入方法は5ページへ

公益社団法人 全日本不動産協会

2025 年度「宅地建物取引業総合賠償責任保険」加入のご案内 (専門事業者賠償責任保険)

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より当会業務に関しまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「宅地建物取引業総合賠償責任保険」の2025年度の保険期間が開始となりました。

この機会にぜひご加入のご検討をお願い申し上げます。

(1)お申込の流れ

- ① (a)「宅地建物取引業総合賠償責任保険 加入申込票 (A4×1 枚)」のご作成ください。
※お客様控えとしてコピーの保管をお願いします。
- ② (b)「預金口座振替申込書・自動払込利用申込書 (A4×5 枚[複写])」のご作成ください。
※5 枚目がお客様控えとなりますので、切り離して保管ください。
- ③上記2 点を当会までご郵送ください。

(2)保険料の払込方法(加入月ごとの保険料は裏面をご覧ください。)

払込方法：口座振替 (一括払)

口座振替日：加入月の翌々月 27 日 (金融機関休業日の場合は翌営業日)

例) 8 月 1 日加入⇒10 月 27 日振替

※残高不足等で振替不能となった場合は、口座振替日の翌月に再請求がかかります。

※預金口座振替申込書が金融機関より不備返送された場合や、再請求でも振替不能となった場合は、
口座振替での払込ができません。当会への振込手続きと預金口座振替申込書の再提出をご案内します。

(3)書類の郵送先

〒102-0094

東京都千代田区紀尾井町3-30 全日会館

一般社団法人全国不動産協会 宅地建物取引業総合賠償責任保険担当 宛

T E L : 03-3222-2525 F A X : 03-3222-3535

m a i l : tra_sonpo@tokyo.zennichi.or.jp

(4)注意事項

- ①書類等がその月の締切日以降に到着した場合、次回加入日でのご加入となります。
- ②この加入要領は、宅地建物取引業総合賠償責任保険(正式名称：専門事業者賠償責任保険)の概要を説明したものです。詳細は「全日本不動産協会 宅地建物取引業総合賠償責任保険のご案内」(パンフレット)をご覧ください。
- ③ご不明な点につきましては、取扱代理店、または引受保険会社にお問い合わせください。
- ④本案内と行き違いで加入お手続きを行っていた場合は、何卒ご容赦ください。

重要事項のご説明、加入内容事項及び申込内容が意向に沿ったものであることを確認するとともに個人情報の取扱いに同意のうえ、加入を申し込みます。

新規または下記変更がある場合は、該当する項目に○印を付けてください。

- 新規 → 下記欄にご記入のうえ、提出ください。
- 加入内容変更 → プラン・人数を変更する方は、変更後の内容をすべてご記入のうえ、提出ください。
- 被保険者情報変更 → 申込人欄に変更後の内容(商号・所在地等)をご記入のうえ、提出ください。
- 脱退 → 申込人欄に記名、押印のうえ、提出ください。

★印の項目は大切な項目です。訂正する場合は申込人・記名被保険者の訂正印をお願いします。

申込人・記名被保険者	申込票作成日		事務所所在地の都道府県		免許番号(更改回数不要)	
	年 月 日				大臣D 知事C 号	
	TEL	-		FAX	-	
	〒	-		メールアドレス		
	事業所の所在地	(フリガナ) (漢字)				
	事業所名	(フリガナ) ★(漢字)				
代表者名	(フリガナ) ★(漢字)					代表者印

プランを1つご選択いただいたうえ、ご加入人数および保険料をご記入ください。

(注) (イ)ワイド補償の人数は、行政に届出をした宅建業に従事する全ての従事者の人数をご記入ください。(支店の従事者も含まれます)

★ ご加入プラン	ご加入人数・1名あたりの保険料					合計保険料(年額) (ア)+(イ)			
	(ア)基本補償 会員に所属する全ての宅建士数		(イ)ワイド補償 行政に届出をしている宅建業に従事する 全ての従事者の人数((ア)の宅建士を含む)						
プランA	宅建士※★ 名	×	保険料(年額) 5,000 円			=	円		
プランB	宅建士※★ 名	×	保険料(年額) 7,000 円			=	円		
プランC	宅建士※★ 名	×	保険料(年額) 5,000 円	+	宅建士を含む 全従事者※★ 名	×	保険料(年額) 5,000 円	=	円
プランD	宅建士※★ 名	×	保険料(年額) 7,000 円	+	宅建士を含む 全従事者※★ 名	×	保険料(年額) 7,000 円	=	円

※他の保険契約、過去の保険事故歴、賠償請求に発展する可能性のある事実

(ご注意)「あり」の場合必ずご記入ください。(以下についてご記入のない場合には、「なし」と回答したこととなります。)

(1)この保険契約で保険金のお支払対象となる損害を補償する他の保険契約等(共済契約を含みます。)がありますか。

あり

(2)過去3年以内に保険事故がありましたか。(注)他の保険会社等における契約を含みます。

会社名	保険種類	保険金額支払限度額	過去3年以内の事故の有無と回数
		万円	あり 回

上記では記入欄が不足する場合には、取扱代理店または引受保険会社にお申し出ください。

(3)貴社の使用人である宅建士あるいは従事者が行った業務について、今後賠償請求に発展する可能性のある事実はありますか。

あり

(詳細を以下へご記入ください。)

※の項目については、ご加入時に事実を正確に記載していただく義務(告知項目)があります。故意や重大な過失により、お申し出いただかなかった場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。ご記入に際して、今一度お確かめください。

この保険の内容や個人情報のお取扱い等につきましては、パンフレットに記載しておりますのでご加入前に必ずご覧ください。

賃貸物件をお取り扱いの全日会員の皆様へ

「全日ラビー少額短期保険」の 代理店を始めてみませんか？

全日ラビー少短の保険は
充実の補償と安心のサービスで、万一の時に
大家さんと入居者をしっかりサポートします



全日ラビー少短

当社は一般社団法人全国不動産協会（TRA）の全額出資により、
全日会員の皆様をご支援するために設立された全日グループの少額短期保険事業会社です

全日グループの **信頼・安心・満足** を実感!!

賃貸住宅入居者用保険、テナント（事務所・小売店舗）用保険の取扱い

＜大家さんからの**信頼**＞

相続人不存在時は大家さんからの直接請求が可能！



**備え付けの
設備も補償** ※住宅用のみ

借戸室内に備え付けの洗面台や便
器等の損傷と水道管の凍結による
破損時の修理費用もお支払いします



**孤独死による
各種費用も補償** ※住宅用のみ

借戸室内での死亡により損害が
発生した場合には清掃・修理・遺品
整理費用もお支払いします



**網入り窓ガラスの
損傷も補償** ※住宅用のみ

急激な温度差を原因とした熱割れに
よる破損もお支払いします
(枚数制限なし・自己負担なし)

＜入居者が**安心**＞



**必要な補償が
セットで安心**

入居者に必要な家財・費用補償・
賠償責任補償がワンセットで安心
です



**24 緊急駆けつけ
サービスで安心**

水まわり・玄関カギ・窓ガラスの
緊急トラブルも24時間駆けつけ
サービスで安心です



**全国どこでも迅速な
事故対応で安心**

事故受付は24時間365日専門
スタッフの対応で安心です
Web受付も可能!!
保険金のお支払もスピーディー

＜代理店の皆様も**満足**＞

満足 1

**代理店業務の
負担軽減に
満足**

お手持ちのパソコンで
簡単に申込手続きが可
能です
「Web申込」で更に簡単

満足 2

**異動・解約の
事務負担
軽減に満足**

契約内容変更や解約
事務は案内のみでOK
保険料返還等の手続は
不要です

満足 3

**保険料精算
(手数料受領)
が簡単**

専用口座不要。全国
ほとんどの金融機関で
口座振替による保険料
精算が可能です

満足 4

**管理物件の
事前登録で
申込書作成が
簡単**

管理物件情報の自動登
録機能を使って契約申
込情報がスムーズに作
成出来ます

満足 5

**保険料は
コンビニ・クレカ
払いで満足**

コンビニ・クレカ払いの
選択で保険料の集金・
領収証の発行が不要に
なります

＜お問合せ先＞ 全日ラビー少額短期保険株式会社

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-8-13 全日東京会館

TEL:03-3261-2201 FAX:03-3261-2202 E-mail:support@z-rabby.co.jp

全日ラビー少額短期保険 代理店登録キャンペーン

全日ラビー少額短期保険の代理店に新規登録で
QUOカード10,000円分をプレゼント!

〈対象：令和6年4月1日以降に新規登録が完了した先着700店〉

全日ラビー
少短とは



公益社団法人全日本不動産協会を母体とする一般
社団法人全国不動産協会(当会)の全面出資により、
全日会員の皆様を支援するために設立された
全日グループの少額短期保険事業会社です。

全日グループの信頼・安心・満足のサービス

👍 大家さんからの信頼

備え付けの特定設備も補償

借戸室に備え付けの洗面台の損傷
と水道管の凍結による破損時の修理
費用をお支払いします

孤独死も補償

借戸室での死亡により損害が発生
した場合にはお掃除・修理、遺品整理費
用をお支払いします ※賃貸住宅用のみ

網入りガラスの損傷も補償

急激な温度差等を原因とした熱割れ
による破損をお支払いします(枚数制
限・免責なし) ※賃貸住宅用のみ

👍 入居者の方への安心

必要十分な補償で安心

入居者の方に必要な家財・費用補償と
賠償責任補償がアンセットで安心です

緊急駆けつけサービスで安心

水まわり・玄関カギ・窓ガラスの緊急トラブルに
24時間駆けつけるサービス付で安心です

迅速な事故対応で安心

24時間365日専門スタッフが事故受付。
保険金のお支払いもスピーディーで安心です

👍 代理店の皆様も満足

代理店業務の 負担軽減

申込書作成から領収証
発行、満期解約管理等
がパソコン操作で簡単
に行えます

異動・解約の 事務負担軽減

契約内容変更や解約
事務は案内のみでOK
保険料返還等の手続
は不要です

都度口座振替で 手数料受領が早い

保険料専用口座不要
全国ほぼ全ての金融機
関で口座振替による
精算が可能です

管理物件の事前 登録がスムーズ

管理物件情報の自動
登録機能を使って
契約申込書がスムーズ
に作成できます

代理店手数料は 更新時も同額

継続的に収益確保
が図れ代理店経営
が安定します

代理店手数料率

賃貸住宅用保険

45%~55%

※前年度実績に応じて決定

テナント用保険

40%

本キャンペーンに関するお問合せ先 (一社) 全国不動産協会 各地方本部事務局

(保険内容についてのお問合せ先) 全日ラビー少額短期保険株式会社 Tel 03-3261-2201

(代理店新規登録を希望する場合) Googleフォーム <https://forms.gle/9hinp3GrAVSzQDBW7> (ラビー少短にデータが自動送信されます)

「賃貸住宅入居者用保険」

「テナント用保険(事務所・小売店)」

代理店募集中!!

賃貸物件をお取扱いの全日会員の皆様へおすすめします!!

この資料請求用シートでお気軽にお問合せ下さい



全日ラビー少短

賃貸住宅入居者用保険

手数料率

45% ~ 55%

テナント用保険手数料率

40%

- 一般社団法人全国不動産協会（TRA）全額出資。全日グループの少額短期保険事業会社!!
 - 賃貸住宅用とテナント用の幅広い補償の商品を用意!!
 - 網入り窓ガラスの熱割れを免責なしで補償!! ※賃貸住宅用のみ
 - 孤独死の場合の清掃・修理・遺品整理費用を補償!!
 - 相続人不存在時は**大家さんからの直接請求も可能!!** ※賃貸住宅用のみ
 - 保険料精算は都度口座振替方式で保険料専用の保管口座が不要!!
 - 全国ほとんどの都銀、地銀、信金、信組で対応可能（振替手数料無料）!!
 - 建物構造や種類、地域に関係なく、全国一律の手頃な保険料プランから選択!!
 - 申込書・領収証の作成はお手持ちのパソコンを使って簡単な操作でOK!!
 - 事故受付は専用コールセンターで全国どこでも24時間365日安心な対応(Web受付も可能)!!
 - 事故発生時の迅速な保険金のお支払い!!
 - 水漏れ・玄関カギ開け・窓ガラス破損に対応する24時間安心駆けつけサービス付帯!!
- ※家財の水災を補償する商品もご用意しております。



全日ラビー少額短期保険株式会社 TEL 03-3261-2201
<https://www.z-rabby.co.jp>

※取得した以下の個人情報の取扱いについて、個人情報保護法及び関連法令・規範を遵守し、代理店委託契約の説明および確認の目的以外には使用いたしません。

FAXでご連絡ください!! 資料をお送りします!!

所在地	〒 都・道 府・県		
事業所名	ご担当者 ()		TEL
代理店 登録状況	少短登録 (あり・なし)	メールアドレス ※必須	
	保険会社名 []	@	
請求書類 ※必要書類に✓をお願い します。	☐ 代理店募集案内 (手続案内・商品パンフレット)	☐ 新規登録書類 (初めて少短代理店として登録する場合) ☐ 乗合登録書類 (すでに少短代理店登録済の場合)	賃貸物件取扱件数 件

FAX 03-3261-2202

宅地又は建物の売買等における一部改正について

令和6年度特例として売買・交換の代理・媒介報酬の特例適用が拡大、また、賃貸借の代理・媒介を新たに特例制度の対象となりました。

1. 交換媒介の特例（規程第七・第八）

- ①. 特例の対象物件（低廉な空家等の範囲）について、物件の価額（消費税を含まない価格）を800万円以下に引き上げました。
- ②. 特例適用の相手方については、売主だけでなく、買主を含むものとなりました。
- ③. 報酬額の上限を、30万円の1.1倍に引き上げました。加えて、令和6年特例では、賃貸借に関し、新たに特例が設けられました。

2. 賃貸借の特例（規程第四）

- ①. 特例の対象物件は、長期の空き家等です。長期の空き家等とは、現に長期間にわたって居住の用、事業の用、その他の用途に供されておらず、または将来にわたり居住の用、事業の用、その他の用途に供される見込みがない宅地建物を指します。
- ②. 長期の空き家等の報酬額の上限を、貸主と借主の両方の報酬を合計して1カ月分の賃料の2.2倍としました。
- ③. 賃貸借に特例が適用される場合の特例適用の相手方は、貸主に限られます。借主から受領する報酬は、特例は適用されません。借主である依頼者から受ける報酬の額は、賃料の1.1カ月分以内（居住用の場合は0.55カ月分以内。媒介の依頼を受けるに当たって借主の承諾を得ている場合を除く）が上限です。

	特例の項目	平成30年特例	令和6年特例
売買・交換	対象物件 （低廉な空き家等）	物件の価額（消費税を含まない価額） 400万円以下	物件の価額（消費税を含まない価額） 800万円以下
	適用の相手方	売買の売主または交換の当事者	売買の売主・買主、または交換の当事者
	報酬の上限額	18万円の1.1倍	30万円の1.1倍
賃貸借	対象物件 （長期の空き家等）	適用されない	現に長期間にわたって居住・事業等の用途に供されておらず、 または将来にわたり供される見込みがない物件
	適用の相手方		賃貸借の貸主（借主には適用されない）
	報酬の上限額		貸主と借主の報酬を合計して1カ月分の賃料の2.2倍以内

宅地建物取引業者票が改正されました。

「第14次 地方分権一括法」（令和6年法律第53号）の施行に伴い、本年6月28日に「宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する省令」（令和6年国土交通省令第70号）等が公布され、令和7年4月1日より次のとおり宅地建物取引業者票（様式第9号）の様式が変更されることとなりました。

宅地建物取引業者票			
免許証番号	国土交通大臣 () 第 号 知事		
免許有効期間	年 月 日から 年 月 日まで		
商号又は名称			
代表者氏名			
この事務所の 代表者氏名			
この事務所に置かれている 専任の宅地建物取引士の数	(宅地建物取引業に従事する者の数 人)		
主たる事務所の 所在地	電話番号 ()		

研修会のご案内



法定研修会 年間計画 ・ 全日ステップアップトレーニング 実施計画

研 修 会 名	2025年度 第2回法定研修
開 催 日 時	2025年10月22日（水） 13：30～16：30
開 催 場 所	新居浜市市民文化センター 3階 視聴覚教室
研 修 科 目 及 び 講 師 名	【一部】 「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）」について ・愛媛県 土木部 道路都市局 都市計画課 宅地開発・盛土指導G：係長 安田 陽三 氏 【二部】 「テロ対策の強化に向けた取り組み」について ・愛媛県 警察本部 警備部 公安課 第一係：警部補 三好 良子 氏 【三部】 「木造建築物を建築する場合の建築確認手続きの見直し」について ・株式会社愛媛建築住宅センター：代表取締役 井上 竜治 氏
開 催 単 位 ・ 参 加 募 集 人 数	会員及びその従業員、一般者先着限定50名

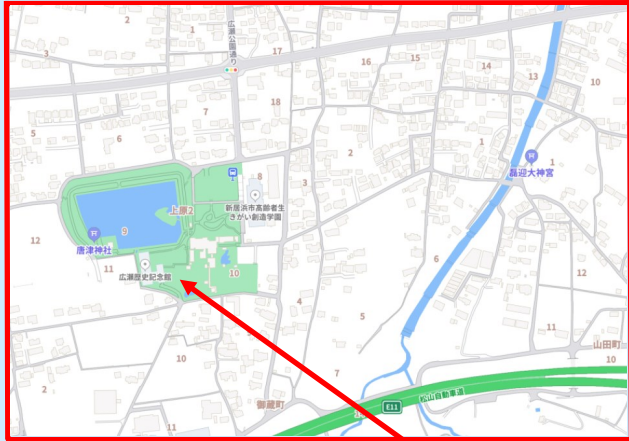
研 修 会 名	2025年度 第3回法定研修
開 催 日 時	2025年11月26日（水） 13：30～16：30
開 催 場 所	西予市教育保健センター 4階 大ホール
研 修 科 目 及 び 講 師 名	第2回法定研修会と同じ。
開 催 単 位 ・ 参 加 募 集 人 数	会員及びその従業員 先着限定50名

研 修 会 名	2025年度 第4回法定研修
開 催 日 時	2026年2月10日（火） 13:30～16:30
開 催 場 所	松山市総合コミュニティセンター 3階 大会議室
研 修 科 目 及 び 講 師 名	【一部】 「不動産相談コーナーに寄せられた相談事例から見る最近の相談内容」について ・講師：調整中 某氏 【二部】 「テロ対策の強化に向けた取り組み」について ・愛媛県 警察本部 警備部 公安課 第一係：警部補 三好 良子 氏 【三部】 「高齢者との不動産取引に関する留意点or相続問題」について ・講師：調整中 某氏
開 催 単 位 ・ 参 加 募 集 人 数	会員及びその従業員 先着限定150名



新居浜市の「広瀬歴史記念館旧広瀬邸」をご存知ですか？

旧広瀬邸の母屋は、明治10年（1877年）に現在の場所から北約4キロメートル離れた旧金子村の久保田で竣工され、同18年からの広瀬邸移転に伴い、乾蔵（いぬいぐら）・米蔵（こめぐら）などと共に現在地に移築されました。明治22年には付属の新座敷と庭園が大阪の棟梁 八木甚兵衛と、植木屋 清兵衛（せいべえ）の手によって竣工されました。その後、大正・昭和初期にかけて、南庭や中之町池（亀池）周辺の整備が行われ、現在に至ります。建物は勿論のこと、この庭園は昭和43年（1968年）広瀬公園は愛媛県の指定名勝となり、平成9年（1997年）にオープンした広瀬歴史記念館とともに、現在は市民の憩いの場となっています。



旧広瀬邸

住所	愛媛県新居浜市上原二丁目
電話番号	0897-40-6333（広瀬歴史記念館）
営業時間	9:30～17:30（受付17:00まで）
休業日	月曜日／祝祭日の翌日（日曜日を除く）／ 年末年始（12/29～1/3）
料金	〔広瀬歴史記念館・旧広瀬邸の見学料 金〕 大人550円／18歳未満及び高校 生・大学生等無料／大人団体（20名以 上）
アクセス	JR新居浜駅から車で約20分
駐車場	あり 59台（身障者用2台、大型2台）
駐車場代	無料
備考	※見学料金は、広瀬歴史記念館と共通

平成30年、国の名勝指定に伴い愛媛県指定は解除。）

また、平成15年5月30日、「別子銅山を支えた実業家の先駆的な近代和風住宅」として、国の重要文化財「旧広瀬家住宅」に指定されました。

【旧広瀬邸】

旧広瀬邸の母屋は、明治10年（1877年）に現在の場所から北約4キロメートル離れた旧金子村の久保田で竣工され、同18年からの広瀬邸移転に伴い、乾蔵（いぬいぐら）・米蔵（こめぐら）などと共に現在地に移築されました。明治22年には付属の新座敷と庭園が大阪の棟梁 八木甚兵衛と、植木屋 清兵衛（せいべえ）の手によって竣工されました。その後、大正・昭和初期にかけて、南庭や中之町池（亀池）周辺の整備が行われ、現在に至ります。建物は勿論のこと、この庭園は昭和43年（1968年）広瀬公園は愛媛県の指定名勝となり、平成9年（1997年）にオープンした広瀬歴史記念館とともに、現在は市民の憩いの場となっています。



外 観



外 観



玄関 入口



玄関より入口を望む



玄関上がり口より



座敷



1 階：座敷



1 階：座敷



1 階：座敷



1 階：座敷 床の間



1 階：座敷



1 階：廊下

明治22年（1889年）に完成した旧広瀬邸は、大阪の庭師・植木屋（武田）清兵衛が手がけた回遊式の庭園を望む、母屋、新座敷など七棟から構成。八木甚兵衛の作風の大きな特徴である丸もの（自然木）が巧みに用いられるとともに、母屋には避雷針や暖炉・洋式便器といった新しい文化も溶け込み、実用性に富んだ建物になっている。以降、新座敷は別子銅山を訪れる要人の接待館として用いられ、住友家の当主はもとより、元総理大臣などもここで休息している。平成15年、旧広瀬邸は重要文化財の指定を受ける。そこには、建物としての魅力もさりながら、近代日本が発展する過程を見つめ、その香りをいまに留める歴史舞台としての価値も決して小さくはなかったろう。完成から120年余。別子銅山が閉山となったいまも、旧広瀬邸はそこに佇み、新居浜の街を見つめている。（住友グループ広報委員会HPより）





茶室



茶室内



俳句

西野 周次 【愛創住宅株式会社・会長】

物申したきことのあるやに蟾蜍

蟾蛙にはどこか哲学者めいた雰囲気がある。のそのそと這い出してきた蟾蛙は軽佻浮薄な世の中に何か言いたいことがあるらしい。

〈愛媛俳壇 泉主宰 木下節子 選〉

学童を窓より覗く立葵

「学童が」ではなく「学童を」と言った所がこの句の見所。背の高い立葵が教室を覗いているのだ。

〈愛媛俳壇 百鳥主宰 大串章 選〉

デンジャラス烈火の如き樫紅葉

樫紅葉の強烈な色を表現するのに、「デンジャラス」を句の冒頭に置いて切れをつくり、中七で「烈火のごとき」と赤色を重ねて強調。簡素な表現が強い印象を与える。樫紅葉を知っているからこそこの句。英語表現も新鮮。

【第十二回 ハイクアート賞】

【八木健賞】

〈滑稽俳句協会 会長 八木健 選〉



茶道のお話「その10」

今回は、茶道で使用する抹茶についてのお話をさせていただきます。

「日本茶の始まりは8世紀に遣唐使が中国から持ち帰ったといわれ、平安初期の「日本後紀」には煎じて飲む喫茶の記述が残されています。当時は上流社会の特権だった茶の文化は、室町時代に禅と結びついた「茶の湯」、茶道の原型となった「わび茶」に発展していきます。お茶の栽培は鎌倉時代に京都で始まり、江戸時代には日本独自の製茶法、被覆栽培が確立したことで、美しい緑色のお茶が誕生しました。抹茶の原料となるお茶は、以前は樹齢70～80年ぐらいの古木や樹齢3～15年ぐらいの若木から摘採した茶葉が使われましたが、近年は品種（さみどり・ごこう・あさひ・やぶきたなど）の選定や、肥培管理・被覆期間などを工夫した茶葉で作った甜茶（てん茶）が使用されるようになっています。この甜茶を石臼あるいは微粉碎機で挽いたものが抹茶となります。抹茶に多く含まれるカテキンには、抗ウイルスの効果があり、風邪などウイルス性疾患の予防が期待できます。また、βカロテンやビタミンCは免疫力の向上を助けるので、風邪予防のほか、日常の体調管理の一環として抹茶を飲むのも良いかもしれません。裏千家十五代、千玄室家元が102歳の長寿を全うされたのも抹茶の効用でしょうか。

裏千家 准教授 沖野宗智（美智子）



事務局からのお知らせ

宅地建物取引業者名簿の登録内容に変更はありませんか？

宅地建物取引業者名簿というのは、免許権者が宅地建物取引業者を監督したり、あるいは宅地建物取引業者と取引しようとする人が閲覧して宅地建物取引業者の内容を知るために使われます。そのため、宅建業者の方は免許を受けた後、免許申請書に記載した事項について変更があった場合は、変更が生じた日から30日以内に、宅地建物取引業者の免許を受けた国土交通大臣又は、都道府県知事に届け出をしなければなりません。（宅地建物取引業法第9条の規定に違反した場合は届出の遅延期間によって点数を付けられ、重い指導監督および監督処分が課せられます。又、宅地建物取引業法第83条に抵触した場合は50万円以下の罰金に科せられます。）変更が生じた場合は、本協会を通じて早急な手続きをお願いいたします。（なお、ご不明な点がございましたら、事務局までお問い合わせ下さい。）

【届出が必要とされる主な事項】

1. 商号又は名称変更をした時
2. 法人の役員に就任をした時、法人の役員を退任した時
3. 政令で定める使用人の就任、退任した時
4. 専任の宅地建物取引士を就任又は退任した時
5. 主たる事務所・従たる事務所の移転（号室の変更、増改築含む）をした時
6. 従たる事務所の新設をした時
7. 従たる事務所の廃止又は名称を変更した時
8. 代表者・法人の役員・政令で定める使用人・専任の宅地建物取引士の氏名の変更をした時



発行年月 令和7年9月

今号も、広報誌「ラビット通信13号」をお読みいただきありがとうございます。この広報誌は毎年2回、9月と翌年1月に発行しております。愛媛県本部でその年度に行った行事を主に取り上げ、また、会員同士の資質向上、親睦を深めるための青年部会、女性部会、各種倶楽部（茶道、カラオケ、釣り、俳句）や、会員様から事務局に対して特に多くのお問い合わせのありました法改正について、また、取引での予期せぬ事故発生時の損害を補填するための「宅地建物取引業総合賠償責任保険」の加入案内、賃貸住宅・テナント用入居者用保険の代理店（年間費全て無料）加入案内を掲載しております。本保険に未加入の会員様は年間費1万円弱で加入できますので、この機会に是非ともご加入下さい。なお、青年部会、女性部会、各種倶楽部への入部については、常時、受け付けておりますので、窓口であります事務局：沖野までお問い合わせ下さい。

総務委員会 担当：京河・美崎・阿部・岡村・畑中、沖野編集長

お問い合わせ先

公益社団法人全日本不動産協会
愛媛県本部

〒790-0963
愛媛県松山市小坂2丁目6番34号

TEL：089-933-9789
FAX：089-933-8410
MAIL：info@ehime.zennichi.or.jp

Web サイトをご覧ください
<https://ehime.zennichi.or.jp/>